

藤沢市請負工事技術検査基準

制定 令和 5 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この基準は藤沢市の所掌する請負工事について行う技術検査に関し、必要な事項を定め、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(技術検査の内容)

第 2 条 技術検査は、当該工事を対象として実地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行うことにより、品質確保を図り、疎漏工事を防止することを目的として行う。

(技術検査の種類)

第 3 条 技術検査は、工事の施工期間中（以下「中間技術検査」という。）及び完成時（以下「完成技術検査」という。）において実施するものとする。

(中間技術検査)

第 4 条 中間技術検査は、出来形検査又は藤沢市契約規則第 74 条第 1 項において読み替えて準用する同規則第 65 条第 2 項の検査（以下「指定部分に係る検査」という。）を実施する工事を対象として行う。

2 中間技術検査の実施は、出来形検査又は指定部分に係る検査を実施するときに行うことを原則とし、必要に応じて施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うこととする。

3 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査、出来高検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合は、この限りではない。

4 中間技術検査の対象工事は設計図書で指定するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、検査担当課長が必要と認めたときは、中間技術検査を行うことができるものとする。

(完成技術検査)

第 5 条 完成技術検査は、当該工事の完成時に行うものとする。なお、当該工事の工事目的物の供用後の性能等が設計図書で規定された工事にあつては、予め定められた評価時期、評価項目、評価基準等により工事完成後に技術検査を実施するものとする。

(工事実施状況の技術検査)

第 6 条 工事の実施状況の技術検査は、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来形の技術検査)

第 7 条 出来形の技術検査は、出来形の精度及び出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(品質の技術検査)

第 8 条 品質の技術検査は、品質及び品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来ばえの技術検査)

第 9 条 出来ばえの技術検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全体的な外観について技術的な評価を行う。

附則

- 1 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日以降新たに発注し、契約した請負工事に適用する。